



2013年2月7日

日本女性法律家協会

JAPAN WOMEN'S BAR ASSOCIATION

〒105-0001 東京都港区虎ノ門 3-18-12

ステューディオ虎ノ門 811

TEL : 03-3578-1981

FAX : 03-3437-6188

会長 田中由子

法律相談プロジェクトチーム委員長 紙子達子

会員各位

「家事事件手続法」研修会開催のご案内

拝啓 立春の候、皆様方におかれましては、ご健勝にてお過ごしのことと存じます。

さて、ご承知のとおり、本年1月から家事事件手続法が施行され、家事審判・家事調停の手続が新しくなりました。始まったばかりの新しい制度をいかにうまく定着させていくかは、実務の現場での努力にかかっているのではないかと思います。

そこで、家事事件手続法の知識全般とともに、東京家裁と東京三弁護士会との間の協議を踏まえて、当面どのような運用がされていくのか、実務に直結する内容を盛り込んだ研修を実施致します。

講師の打越さく良さんは、家事事件、とりわけDV事件等の難事件を多数こなし、近著「Q&A DV(ドメスティック・バイオレンス)事件の実務」も好評発売中と伺っております。

多数の方のご参加をお待ち申し上げます（修習生・ロースクール生の参加も歓迎します）。

敬具

記

日時：2013年2月27日（水） 午後6時～7時30分

場所：千代田区日比谷公園 1番4号 電話番号 03-3502-3340

日比谷図書館地下コンベンションホール

講師：弁護士 打越さく良さん（第二東京弁護士会所属，当会会員）

費用：会員は無料。非会員は資料代500円を申し受けます。

=====**回答用紙**=====

締め切り 2013年2月26日（火）

日本女性法律家協会 行（FAX 03-3437-6188）

またはE-mail : ICD45507@nifty.com

家事事件手続法研修会に 出席 欠席

お名前 _____（ _____ 期，ご所属： _____ ）

TEL _____

FAX _____